

茅ヶ崎市入札参加者登録申請業者の格付等級基準

茅ヶ崎市契約規則（昭和47規則第15号）第16条の規定に基づき、競争入札に参加しようとする者の登録の申請は、隔年受付の定期申請（当該登録の日（4月1日）から2年間）及び随時申請（当該申請に係る認定の日の属する月の翌月の初日から当該申請に係る認定の日の直前に行われた定期申請に係る認定の有効期限の末日までの期間）の方法があります。

入札参加者登録のあった事業者のうち、工事の業種による格付等級基準は次のとおりです。

1 土木一式工事

等級	点数
A	920 点以上
B	720 点以上 920 点未満
C	480 点以上 720 点未満
D	480 点未満

2 舗装工事

等級	点数
A	800 点以上
B	670 点以上 800 点未満
C	420 点以上 670 点未満
D	420 点未満

3 建築一式工事

等級	点数
A	960 点以上
B	720 点以上 960 点未満
C	540 点以上 720 点未満
D	540 点未満

（注）格付等級基準は、経営事項審査の評点による。

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成31年4月1日から施行する。